令和5年度 豊田中学校 いじめ防止基本方針

いじめの定義

「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、<u>当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの</u>」

(いじめ防止対策基本法第2条第1項)

中野市立豊田中学校

目 次

1	V.	いじめ防止基本方針について	
	(1)	目的	2
	(2)	基本理念	2
2	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	じめ問題への対応について	
	(1)	いじめの防止のための取り組み	2
	(2)	いじめの早期発見のための取り組み	3
	(3)	いじめが起きたときの対応	3
3	重	大事態への対処について	
	(1)	重大事態とは	4
	(2)	重大事態の対応についての留意事項	4
<	図、	表>	
	図 1	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	5
	図 2	いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	6
	表 1	いじめ問題への取り組みの年間指導計画	7

1 いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の 健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危 険を生じさせるおそれがあります。

本校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「豊田中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、 子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずい じめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や 県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むこと が大切です。

2 いじめ問題への対応について

- (1) いじめの防止のための取り組み
 - ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるととも に「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
 - ・ 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学 ぶ機会を設けたりすることで、子どもの社会性を育み、いじめをしない、させな い、許さない態度の育成に努めます。
 - ・ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
 - ・ 子どもがいじめの問題について学び、子ども自らがいじめの防止を訴えるような 取り組みを推進します。
 - ・ いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、 自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
 - ・ いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を 図り、未然防止に取り組みます。
 - ・ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的な アンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよ い取り組みとなるよう改善に努めます。

※参照 7 P 【表 1 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

- (2) いじめの早期発見のための取り組み
 - ・ 休み時間や放課後の子どもの様子、日記等での子どもとの日常のやりとり、個人 面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子どもたちを見守ります。
 - ・ ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
 - ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子ども が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
 - ・ 子どもや保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室 等の窓口について広く周知するよう努めます。
- (3) いじめが起きたときの対応
 - ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
 - ・ 子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても丁寧に対応し、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
 - ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で 直ちに情報を共有し、組織的に対応します。
 - ※参照① 5 P【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
 - ② 6 P 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】
 - ・ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、中野市教育委員会に報告し、い じめられた子どもといじめた子どもそれぞれの保護者に連絡します。
 - ・ 犯罪行為を伴うもの等、学校や中野市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
 - いじめられた子ども又はその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなど し、いじめられた子どもの安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子どもを別室で指導すること等で、いじめられた子どもが 落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家 の協力を得て、取り組みます。
 - ・ いじめた子どもとその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるととも に、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子どもへは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子どものプライバシーには十分に留意した 対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子どもの

健全な成長を促すことを目的に行います。

- ・ いじめが起きた集団の子どもに対しては、自分の問題としてとらえさせるととも に、その中で同調していた子どもに対しては、同調はいじめに加担することである ことを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子どもとの関係が修復し、集団 が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続 けます。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて 法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対 応を指導します。
- ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取り組みについ て周知します。
- ・ パスワード付きサイトやSNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、携 帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校にお ける情報モラル教育の充実に努めます。
- ・ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

3 重大事態への対応について

- (1) 重大事態とは
 - ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」 (生徒が自殺を企図した場合等)
 - ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めると き」

(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合) ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・ 速やかに中野市教育委員会に報告し、中野市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・ 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た 上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切 な対応に努めます。
 - ※参照 「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」(平成23年3月 文部科学省)

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(「法」第22条に基づく組織 <必置>)

70_

関係機関

- · 中野市教育委員会 \-
- 中野警察署
- 児童相談所
- 医療機関
- 法務局 等

外部専門家

- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー
- ・心理や福祉の専門家
- 弁護士、医師
- 教員、警察経験者

保護者・地域

- PTA
- 学校評議員会
- · 主任児童委員
- · 民生委員
- 区長会長 等

校内研修

- •授業改善
- ・教育相談に関する研 修
- ・いじめの理解や防止

いじめ対策委員会

【構成員】

- · 校長 · 教頭 · 教務主任
- ·生徒指導主事 ·養護教諭
- · 学年主任 (関係職員)

【取り組み内容】

- ・いじめ対策の検討
- ・方針に基づく取り組みの実施
- ・取り組みの年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・相談と通報の窓口
- ・情報収集と記録(調査の実 施)
- ・事案発生時の緊急対応や指導
- ・一旦解決した後の継続的な見成

調査班

<内容>

- いじめの実態把握
- ・情報の迅速な共 有
- ・指導対応に当たっての連絡調整

<構成員>

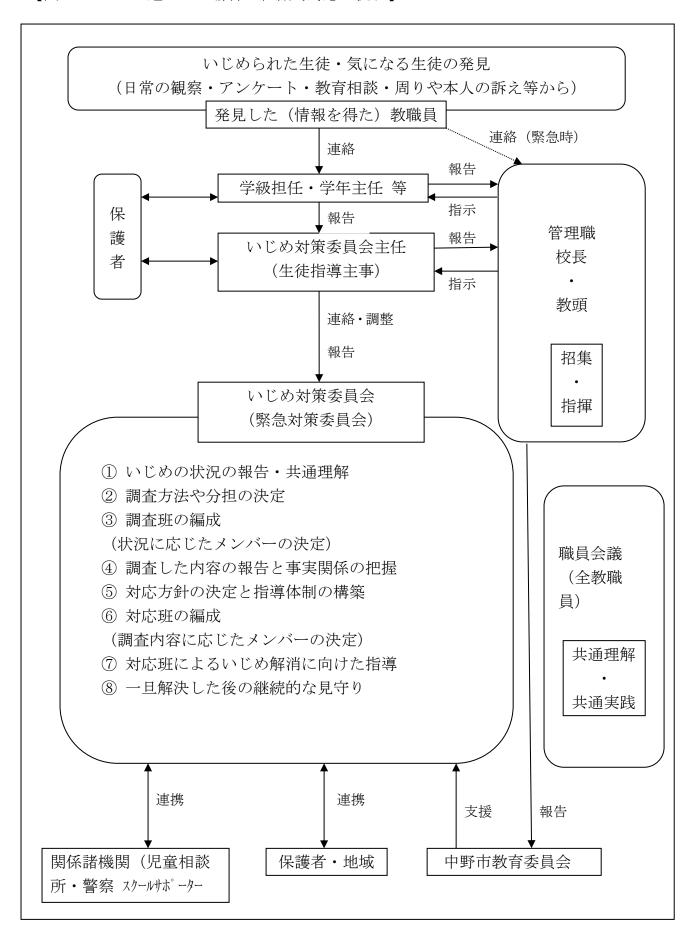
- 生徒指導主事
- 全学年主任
- 担任
- 該当学年職員
- 生徒指導係
- •養護教諭
- *状況により調 査班、対応班の 役割を分担

道徳・特活、生徒会係

- ・いじめの未然防止に向け た道徳の指導計画の立案
- ・生徒の自治的、自発的諸活動の推進

対応班

・関係児童生徒へ



【表1 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月	有導計區 9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	4				案発生時	製	こでみな					
校内委員会等	い委・・*共 P会Tのへ職め会針画員理	会解しみ年等護発し		い 対 員・・1 の,	じ策会学を学書					策・ま・	でめる 委員会 本年度の 来年度の)
未然防止への取り組み早期発見への取り組み		学級づく人間関係					人格アンクリト		保護者学校評価		道特指画しいじめアンケート	つ 計